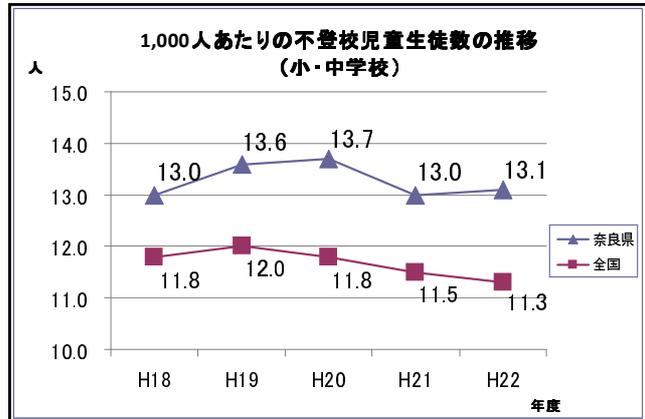


## 1 不登校理解

### 不登校対策が急務

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、平成22年度の小・中学校の不登校児童生徒数は全国で119,891人であり、1,000人あたりの不登校児童生徒数は11.3人にのぼる。平成10年度以来、10人台を超えており、学校教育上大きな課題となっている。また、高等学校における1,000人あたりの不登校生徒数は、16.6人であり、同様に深刻な状態にある。



なお、本県の小・中学校の1,000人あたりの不登校児童生徒数は13.1人で、全国平均を上回る状況が続いている。一方、高等学校の1,000人あたりの不登校生徒数は12.8人で、全国平均より低い。

### 不登校とは

文部科学省の調査では、不登校を「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と定義している。

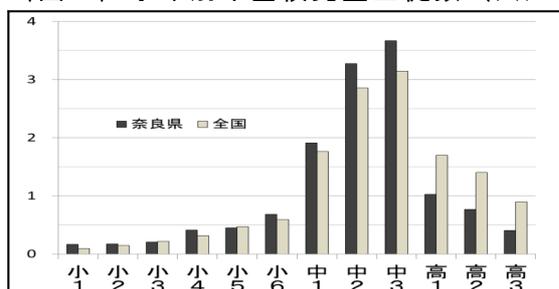
### 中1で急増、中3でピーク！ 小中連携の重要性

次の〈図1〉は、平成22年度の奈良県及び全国の児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数を学年別にグラフ化したものである。小学校1年生から徐々に増え続け、中学校3年生にピークを迎えることがわかる。これまでから、中学校1年生で不登校生徒の割合が大幅に増加することについて、他の問題行動等との関連を含め「中1ギャップ」として捉えられてきた。この対策として、小学校から中学校への引き継ぎや、小学生に対する中学校生活に関するガイダンス、さらには小中学校9年間の系統性を見据えた教育の展開などが進められており、小中学校の連携の重要性はますます高まっている。

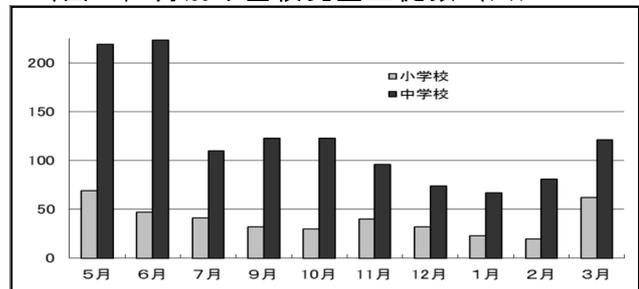
また、中学校1年生から2年生への増加も顕著で、思春期に入った生徒がそれまでに抱えた問題をサインとして出している様子がうかがわれる。したがって家庭の状況も視野に入れて、サインとしての不登校をいち早く捉え、速やかな支援を開始する必要がある。

なお、平成22年度奈良県の小中学校月別不登校児童生徒の新規計上数をグラフ化したものが、〈図2〉であり、年度当初だけでなく年度末における取組も重要であることがわかる。

〈図1〉学年別不登校児童生徒数（人）



〈図2〉月別不登校児童生徒数（人）



## 不登校の要因は複合的

不登校の要因はきわめて複合的で、それを読み解く上では多角的な視点が必要である。不登校状態にある本人でさえ、その原因を意識化できないこともあり、原因を探すよりも、心の中で何が生じているのか、何を変えれば不登校が解消するのか、児童生徒は何を訴えるために不登校になったのか、という視点からとらえなければならぬ。

不登校が始まるきっかけは、教職員や友人との関係、クラブ活動での不適応など、〈表〉にあげられるような多様なものがあるが、その解決に取り組むだけでなく、背景にある児童生徒の心の中の不具合への理解が求められる。例えば、児童生徒の心の中にある強い対人不信や不安は、対人関係の問題や非行行動、家庭での葛藤として表れる。あそび・非行に分類される児童生徒は、怠けていると捉えられがちであるが、その児童生徒には、環境との相互作用の中で積み上げられたしんどさがあるという視点からの理解や支援が不可欠である。

また、きっかけとなる要因のうち、小学校では、親子関係をめぐる問題や、不安などの情緒的な混乱を示している不登校児童が多数いる一方で、中学校・高等学校では友人関係をめぐる問題がきっかけと考えられる生徒が多い。さらに、中学校ではあそび・非行による不登校が多いことも特徴である。これらの傾向を踏まえた上で、具体的な支援方法の策定などを進めたい。

〈表〉不登校になったきっかけと考えられる状況(平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

区分	小学校		中学校		高等学校		
	奈良県	全国	奈良県	全国	奈良県	全国	
学校に係る状況	いじめ	3.2	1.9	1.3	2.4	0.3	0.5
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	7.9	10.8	12.8	16.2	9.5	8.9
	教職員との関係をめぐる問題	2.5	3.3	1.1	1.6	1.1	0.7
	学業の不振	3.9	6.5	6.9	8.7	6.8	8.6
	通路上にかかる不安	0.0	0.4	1.3	1.2	4.2	3.8
	クラブ活動、部活動等への不適応	0.4	0.2	2.2	2.2	0.8	1.4
	学校のきまり等をめぐる問題	0.7	0.7	2.4	2.8	2.4	2.7
家庭に係る状況	入学、転編入学、進級時の不適応	1.1	2.6	2.0	2.9	5.3	5.8
	家庭の生活環境の急激な変化	9.6	9.9	4.3	4.7	4.2	3.3
	親子関係をめぐる問題	22.9	19.2	9.2	8.7	5.5	5.2
本人に係る状況	家庭内の不和	6.8	5.6	3.4	3.7	1.1	2.6
	病気による欠席	9.6	10.3	7.7	7.5	5.8	7.7
	あそび・非行	1.1	1.2	10.2	11.2	5.5	11.0
	無気力	18.6	20.5	21.9	22.0	20.0	24.1
	不安など情緒的混乱	32.9	30.6	17.9	22.1	13.2	16.3
	意図的な拒否	6.8	4.9	4.2	4.5	4.5	4.9
	上記「病気による欠席」から「意図的な拒否」までのいずれにも該当しない、本人に関わる問題	5.7	7.9	2.9	6.7	4.7	6.2
その他	6.1	7.9	2.2	2.2	3.7	2.3	
不明	2.5	2.6	4.1	2.1	6.8	3.3	

(注1) 複数回答可とする

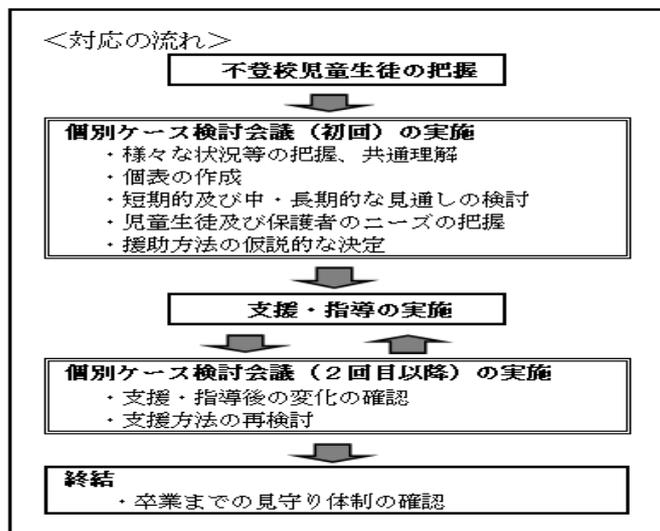
(注2) パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合

## 2 不登校児童生徒への支援

### 適切な見立てによる対応を

これまでの不登校児童生徒への対応の中で、「不登校は怠けだから、多少無理をさせても、教員が熱意をもって学校に誘い出す方がよい」とか「不登校は、絶対に登校刺激を与えるべきでない」などの意見があった。もちろん、このような考え方で、児童生徒が登校できるようになった事例もあるが、不登校の状態像は多様なものであり、要因は複合的なものであるため、画一的な指導を行えば、望ましい結果が得られない。

そこで、必要になるのが、事例への



適切な見立てに基づく支援である。個別ケース検討会議において、まず、当該児童生徒の家庭環境、生育歴、学習状況、友人関係、出欠状況、欠席する直接のきっかけ、欠席している日の過ごし方、心身の健康状態、対人関係の特徴、発達的な課題の有無、本人や保護者を支援する社会的資源など、その児童生徒の内外にある多くの要因について把握することが重要である。その上で、児童生徒の心の中で何が生じているのか、家庭や学校で本人が感じている生きにくさとは何なのか、あるいは保護者は不登校をきっかけに生き方をどう変えようとしているのか、学校は何を考えるべきなのか、など、児童生徒及び保護者のニーズのみならず、環境要因としての学校や地域社会を視野に入れて、短期的及び中長期的な見通しを立てることが求められる。これらの作業を通して支援する上での基本的な姿勢を決定し、共通理解のもと、支援を実施する。実施後には、その状況を振り返り、さらに適切な支援を模索することも重要である。

## すべての児童生徒の問題として

これまで、不登校には、個別的要因（本人の資質や保護者の養育姿勢など）が大きく影響すると捉えられてきたが、同時に社会的・環境的な要因の影響も大きく、不登校を「すべての児童生徒に起こりうる」問題として捉えることが重要となっている。人間は、特別な環境下では様々な反応を見せるのが自然である。たとえば虐待を受けた児童生徒は解離という防衛機制を用い、自分とは違う人がそれを体験しているという形で、自らを守る。すなわち、児童生徒の状態は環境との相互作用で生じる部分も多く、その意味で環境の如何によっては、どの児童生徒も不登校になる可能性があると言える。

このことから、実際の不登校に関する対策・対応を、すべての児童生徒にあらゆる場面で実施することが求められる。そこで、不登校の状態にある児童生徒への個別的な支援だけでなく予防的な取組、さらには社会性や自尊感情・自己肯定感を育むための開発的な取組を行っていくことが重要である。

## 「不登校」は「進路」の問題

不登校状態にある児童生徒の多くは情緒的な課題を抱えており、不登校を「心の問題」として捉え、それに対する支援が必要であることは言うまでもない。しかし、支援の目標は、将来の社会的自立であり、その意味で改めて不登校を「進路の問題」として捉える視点が必要である。実際の個別的な支援においても、進路形成に向けた、学習支援や進路情報の提供などを行うことが求められる。

例えば、発達障害を抱えている児童生徒の場合、自分のことを知りたいと本人が希望すれば、自身の「強いところ」「弱いところ」を説明することで適切な進路に目を向けることができ、前向きに歩めることもある。進路を考えることを通して事態が動き出すことも少なからずあり、支援の中で進路を共に見つけていくことには大切な意味がある。

### ① 学校での支援

#### 魅力ある学校づくり

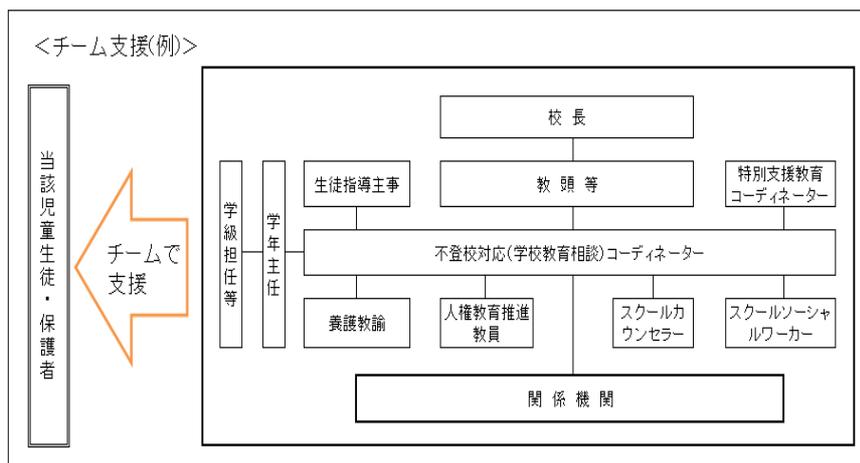
不登校問題が「すべての児童生徒の問題」である以上、不登校に関する取組はすべての児童生徒を対象としたものでなければならない。その意味で、魅力ある学校づくりは不登校対策の中核的な取組であると言える。

具体的には、各学校の実情に応じて工夫が必要であるが、魅力ある授業づくり、望ましい人間関係の形成、自他を尊重する態度の育成、自己肯定感の醸成などに関する取組の一層の推進が求められる。

## コーディネーターを中心にチームで対応

不登校の様子をしめしている児童生徒には、きめ細やかで柔軟な個別指導が必要であるが、これを実現するためには、校内の指導体制を整備することが必要である。不登校児童

生徒への対応の基本は、相手をそのまま受け入れることである。不登校になっている児童生徒は、自己確立という心理的作業のさなかにある。そうした心の仕事を基本的に支えるのは、受け入れてくれる信頼できる他者である。したがって、児童生徒及び保護者にかかわる



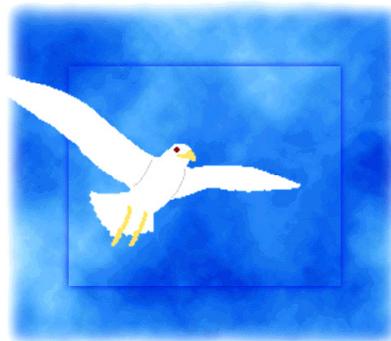
教職員には、真に人として、相手を共感的に理解し、相手を受け入れることが何よりも求められる。しかしながら、教職員も人であり、自ずと自らのものの見方に縛られる。そこで必要となるのが、「チーム支援」であろう。当該児童生徒に関係する教職員が複数の視点でその児童生徒及び家族、さらには学校を眺め、チームとして、児童生徒本人、保護者、その他関係者への働きかけを行うことが極めて重要である。

また、「チーム支援」が機能するためには、連絡調整を図るコーディネーターの存在が欠かせない。各学校に「不登校対応（学校教育相談）コーディネーター」（以下、コーディネーター）を置くなど「チーム支援」を効果的に行うための指導体制の充実が急務である。なお、コーディネーターは、個別支援にかかわることだけでなく、教職員の資質向上や魅力ある学校づくりに関しても連携及び企画立案の中心的役割が期待される。

## 校種間連携と個別の指導記録の作成

指導体制が機能するためには、組織的な情報収集・集約が必要である。コーディネーターが、全校児童生徒の欠席等の状況を把握し、例えば初めて3日連続で学校を欠席した児童生徒に対しては、継続して見守っていくなどの体制整備が必要である。

また、不登校傾向にある児童生徒について、個別の指導記録を作成し、校内での連携に活用するほか、必要に応じて校種間の連携にも活用したい。特に小学校から中学校への連絡は不可欠であり、保護者の了解を得て、個別に丁寧な申し送りをすることで、児童生徒及び保護者は、見守られているという安心を感じることができる。



## 特例的な措置の検討

不登校児童生徒の支援のために、柔軟な対応や特例的な対応が必要な場合がある。あらかじめ、学校としてできること、できないことを整理した上で、児童生徒及び保護者に説明し、理解を求めることも重要である。

特例的な措置等として、以下のような措置が考えられる。

- ・ いじめ等が原因である場合の学級替え、転校などの措置
- ・ 学校外での学習等による出席扱い、単位認定 など（平成15年5月16日付け文科初第255号「不登校対応の在り方について」参照）

## ② 家庭での支援

### 保護者への支援

不登校の児童生徒と直接向き合っている保護者の不安や悩みはたいへん大きく、それが児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすこともある。そのため学校は、児童生徒のみならず家庭に対し適切な働きかけや支援を行うことは不可欠である。

具体的には、保護者の心的ストレスを和らげ、ゆとりをもって児童生徒に接することができるよう、教職員や関係者が保護者の思いに共感し、様々な人々の力を借りながら根気強く一緒に考えていきたい旨を伝え、それを誠実に実践することが望まれる。保護者が教職員に話を聴いてもらうことで、「先生は分かってくれている」と感じられることが何よりも求められる。

また、保護者全般に対する、不登校の理解を深めるための啓発と、必要な専門的相談の場や保護者同士のネットワークに関する情報提供を積極的に行う。ひきこもりがちな不登校児童生徒やその保護者に対しては、必要な配慮のもと、訪問型の支援を積極的に行う必要がある。

### IT等の活用

不登校の児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている場合がある。

このような児童生徒を支援するため、不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、一定の要件を満たし、その学習活動が学校への復帰に向けての取組であることを前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。（平成17年7月6日付け文科初第437号「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」参照）

## ③ 地域・関係機関との連携

不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか適切な見立てを行い、関係機関による支援と多様な学習の機会を児童生徒に提供することが重要である。その際には、公的機関（教育支援センター）のみならず、民間施設やNPO等（フリースクール）と積極的に連携し、相互に協力・補完し合うことが大切である。

## 教育支援センター（適応指導教室）

教育支援センター（適応指導教室）とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が設置したものをいう。（教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。）

適応指導教室では、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導（学習指導を含む。）を行うことにより、児童生徒の学校復帰を支援し、社会的自立に資することを基本とする。

また現在奈良県が推進中の特別教室及び学科指導教室では、適応指導教室に学習機能をもたせ、心理的支援と同時に学力支援を行っている。こうした新たな取組を、学校との連携を密に保ちながら、推進することが不可欠である。

不登校児童生徒が適応指導教室や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合について、一定の要件を満たすときには指導要録上出席扱いとすることができる。（平成15年5月16日付け文科初第255号「不登校対応の在り方について」参照）

## 民間施設やNPO等（フリースクール）

不登校を始めとする、問題を抱えた児童生徒に対する支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされている。

学校は、必要に応じ、民間施設やNPO等と連携することができ、校長の判断で指導要録上の出席扱いとすることができるが、民間施設やNPO等と日ごろから積極的に情報交換や連携に努め、その民間施設やNPO等の長所は何か、期待してよい役割はどのようなものか等について、十分に理解を深めておくことが必要である。

## スクールカウンセラーとの連携

いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様とかかわる様々な問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する「心の専門家」を学校内に配置するスクールカウンセラー制度が平成7年度より始まった。平成23年度は、県内公立小・中・高等学校合わせて58校にスクールカウンセラーを配置し、近隣の学校を含め、対応している。また他に、単独事業として、スクールカウンセラーを配置している市町もある。

校内の生徒指導・教育相談等の会議にスクールカウンセラーが出席したり、教職員への研修を通して、「個を大切にする」、「背景を理解する」などの臨床心理学的な視点が、教職員の児童生徒理解の幅を広げ、結果的に問題行動の未然防止、早期発見・早期対応につながる。また、スクールカウンセラーの教職員へのコンサルテーションにより、不登校児童生徒及び保護者への支援について、具体的な助言をもらうことで教職員が自信をもって取り組むことができる。

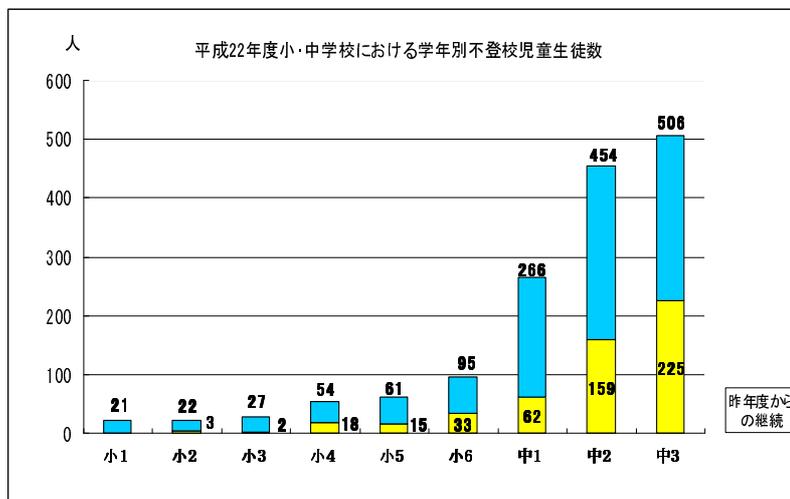
連携とは、学校だけでは対応しきれない児童生徒の問題行動等に対して、関係者や関係機関と協力し合い、問題解決のために相互支援をすることである。したがって、スクールカウンセラーに対応のすべてを委ねてしまうことなく、校長のリーダーシップのもと、コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーと教職員が「報告、連絡、相談」を密にし、お互いの専門性を生かしながら、個々の事例に対応していかなければならない。

### 3 不登校の未然防止

#### 6割が新たに不登校になり、4割が継続

本県における平成22年度の小・中学校における不登校児童生徒を学年別にグラフにすると、右図になる。

各学年の不登校児童生徒数の内、前年度から不登校状態が継続している児童生徒は、中学校1年生で62人、中学校2年生で159人、中学校3年生で225人であり、それぞれ、204人、295人、281人はこの年度に新たに不登校になった児童生徒である。



毎年新たに不登校になっている児童生徒が前年度から継続している児童生徒より多く、新たに不登校にさせない「未然防止」に対する取組が重要である。

#### 円滑な人間関係

不登校となった直接のきっかけと考えられる状況において、小学校では「親子関係をめぐる問題」が全体の2割を、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が1割強を占めている。(P8〈表〉参照)

児童生徒に、「社会性」や「耐性」を育むことによって、他の児童生徒と円滑な人間関係を結んだり、嫌なことを乗り越えられる力を育む必要がある。そのために必要なことは頑張らせて課題を乗り越えさせ、自信をもたせるといった対応のみならず、教職員に対して攻撃的にふるまうなど、教員とのつながりを切る方向に動く児童生徒の攻撃性や怒りを抑制しながらも受け止め、児童生徒の心に他者に対する基本的信頼をはぐくむことが重要である。

#### 家庭との連携

学校と家庭の連携は不可欠である。保護者がその役割を果たすことができるよう、保護者や家庭へ適切な働きかけを行う必要がある。保護者への支援のためには、各種相談窓口の情報提供や保護者同士のネットワーク作りが必要である。

◎ 不登校の未然防止の実践例

～ 大和高田市立片塩中学校と校区3小学校の実践

H22～23 魅力ある学校づくり調査研究事業を通して ～

(国立教育政策研究所委嘱事業)

- 現状把握と小中教員間の密接な情報交換
  - ・ 意識調査実施（小学校5、6年生、中学校全学年対象／5月、12月実施）
  - ・ 各校での欠席・遅刻の統計と校内委員会での分析
  - ・ 中学校教員が小学校へ出向いての情報交換（毎学期末実施）
- 小学校から中学校へのスムーズなつなぎ
  - ・ オープンキャンパス（小学校6年生希望者対象／8月実施／校内見学、授業体験、部活動体験等）
  - ・ 中学校教員による出前授業（小学校6年生全学級／6月、11月実施／英語）
- 中学校1年生への適応支援（いわゆる「中1ギャップ」の防止、軽減）
  - ・ 学習支援（習熟度別漢字学習、基礎学力補充講座）
  - ・ コミュニケーショントレーニング（中学校1年生2学期～）
  - ・ ストレスマネジメント学習（中学校1年生2学期～）
- 中学校生活を楽しく円滑なものとし、生徒に将来への目標をもたせる
  - ・ コミュニケーショントレーニング（中学校1年生2学期～）
  - ・ ストレスマネジメント学習（中学校1年生2学期～）
  - ・ 系統的なキャリア学習（中学校2年生1学期～／「職業調べ学習」、「職場体験」、様々な職業のゲストティーチャーを招いての「キャリア学習講座」等）
- その他
  - ・ 各教科で基礎学力補充用学習プリント準備
  - ・ 毎朝の読書タイム、朝の会等でのヒーリング音楽放送
  - ・ 生徒会活動、ボランティア活動の充実
  - ・ P T A、地域との連携強化

※ 詳細は研究紀要（平成24年配布予定）参照

参考資料

- 「生徒指導提要」 平成22年3月 文部科学省
- 「児童生徒の教育相談の充実について」  
—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり— （報告）  
平成21年3月 教育相談に関する調査研究協力者会議